

氏名	田中智徳
学位	博士（プロフェッショナル会計学）
学位記番号	博会計甲 第5号
学位授与の日付	2018年3月24日
学位授与の要件	学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号） 第4条第1項該当
学位論文題目	不正リスク対応監査の意義と課題
論文審査委員	主査教授 八田進二 副査教授 橋本尚 副査教授 町田祥弘 副査 日本大学教授 堀江正之

## 論文内容の要旨

田中智徳

### 研究の目的と背景

本研究は財務諸表監査における不正に関する研究であり、不正リスク対応監査の意義と課題を明らかにすることを目的としている。

戦後わが国に導入された財務諸表監査制度は、今日に至るまで既に約70年を超える長い歴史を有している。こうした長い歴史を有するわが国の財務諸表監査制度であるが、制度導入以来数多くの問題が発生してきており、制度の内容は幾度となく見直しが図られている。こうした見直しを余儀なくされている理由の多くは、財務諸表不正への対応に関するものである。制度の見直しは「監査基準」の改訂を始め、日本公認会計士協会が公表している各種実務指針等の改訂という形で表れている。また、制度の見直しは監査実施上の諸基準のみならず、監査人の役割や責任といった広範囲に渡る問題に及んできており、社会の期待や監査領域の拡大等、監査を取り巻く環境変化に伴い、今後も継続的な見直しが余儀なくされるであろう。

監査という行為が導入されたそもそもの目的は不正の発見や摘発であったが、今日の財務諸表監査においては、不正発見は主たる目的ではなく、財務諸表の適正表示に

対する意見表明が目的とされている。しかし、近時のわが国の状況を鑑みた場合、財務諸表監査の主たる目的は不正の発見や摘発ではないとする説明は、もはや社会に受け入れがたい説明であろう。むしろ、不正を発見できない監査は不要であるとの評価を社会から下される可能性もあるのではないだろうか。今、監査に求められることは、監査という行為のそもそもの目的であった不正の発見や摘発であり、監査本来の意義に回帰しなければならない時期が来ていると解される。

特に、近時に発生したわが国を代表する企業における粉飾事件は、制度の大きな見直しの契機となっている。オリンパス株式会社の事件を契機として「監査基準」とは別個の基準として「監査における不正リスク対応基準」が設定された。これは、監査において不正対応が極めて重要な位置づけとなっていることの証左である。さらに、不正リスク対応基準が設定された矢先の2年後に株式会社東芝の事件が発生したことで、監査制度の全面的な見直しが余儀なくされている状況にある。

以上のように、財務諸表監査において常に重要な問題であり続けた不正対応は、監査対応の視点から見て大きな転換期に近づいていると解される。そこで本論文では、監査規制にみる不正対応の変遷を整理および不正リスク対応に向けた議論を検討した上で、不正リスク対応監査の意義と課題について研究している。

わが国の監査における実務指針である監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」では、監査人は自ら入手した情報が不正による重要な虚偽表示リスクを示しているかどうかを考慮しなければならないとしている。重要な虚偽表示リスクには不正リスク要因が関係してくることから、監査人は実施したその他のリスク評価手続とこれに関連する活動により入手した情報が、不正リスク要因の存在を示しているかどうかを評価することが要求される。不正リスク要因の存在は、必ずしも不正が行われていることを示すわけではないものの、不正が発生した状況においては、不正リスク要因が存在していることが多く、不正による重要な虚偽表示リスクを示すことがあると説明されている。

こうした不正リスク要因に関して、わが国の監査の基準、米国の監査基準書(Statement on Auditing Standards : SAS) および国際監査基準(International Standards on Auditing:ISA) の3つの基準において、①動機・プレッシャー、②機会、③姿勢・正当化の3つが不正リスク要因として示されている。不正が発生する際には、これら3つの要因が全て存在しているという理論は「不正のトライアングル(Fraud Triangle)」と呼ばれており、1950年代に米国の犯罪学者、社会学者であるクレッシ

ー (Donald R. Cressey) が提唱した理論を基礎としている。その後、会計学者であるアルブレヒト (W. Steve Albrecht) がクレッシーの理論を基礎として発展的な研究を行い制度への導入が図られるようになった。

現在の監査実務において幅広く受け入れられている不正のトライアングルであるが、近年諸外国では新たな理論も示されてきている。また、現在の不正に関する監査の基準では、動機・プレッシャー、機会という要因に関して、付録において要因毎の特徴に応じた分類が示されているが、そこで示されている分類は個別具体例のまとめとしての分類であり、不正の性質あるいは根本的な特徴に着目した分類ではない。そのため、不正のトライアングルは不正を理解するために優れた理論であると考えられるものの、不正リスクをより正確に把握し、不正に対して有効に機能させるためには、不正のトライアングルを再検討する必要があるだろう。特に、不正とは自然に発生するものではなく、人間による何らかの意思や意図が働いて発生する。そのため、財務諸表監査において不正問題を考える際には、企業において構築されているシステム等のみならず、人間そのものに着目し、不正を行う人間の心理を分析、理解することも必要であろう。

さらに近年、不正対策の専門団体である公認不正検査士協会 (Association of Certified Fraud Examiners : ACFE) が提唱する不正検査やフォレンジック・アカウンティングなど、不正の発見や摘発等に主眼を置いた技術や考え方も登場、確立してきている。不正検査やフォレンジック・アカウンティングは財務諸表監査とは異なる視点、方法によって不正対応を行うことから、こうした周辺領域の知見は、財務諸表監査において不正を発見する際や不正リスクを把握する際に参考となり、活用できると考えられる。

そこで本論文では、財務諸表監査における不正に関する制度や理論、周辺領域を検討した上で、財務諸表監査における不正リスク対応について新たな考え方を提示するとともに、そこにおける課題を明らかにすることを目的としている。

## 2. 研究の意義

財務諸表監査の歴史において、これまで数多くの不正対策が図られてきているが、不正な財務報告を巡る問題が解消されることはなく、社会の人々の期待に応える監査が行われてきたとは言い難い。その結果、リスク・アプローチに基づく効率性を重視した監査方法に対する社会の人々の批判が高まり、効率性ではなく有効性を重視し、

企業の不正の防止や摘発を目的とした監査である不正摘発型監査の導入も期待されている状況にある。しかし、不正の発見や摘発は、監査において副次的な目的として捉えられてきたことから、不正の発見や摘発を主眼とした監査に関する研究は決して多いものではなく、活発ではない。

このような状況の中、本研究の特長は、監査の主たる目的ではなく、副次的な目的として捉えられてきた不正の発見や摘発に焦点を当て、特に、不正リスク対応を検討するために、従来の監査研究ではあまり着目されてこなかった周辺領域の検討を試みているところにある。財務諸表監査の主たる目的が一般に不正の発見ではないと解されていることから、本研究成果が監査実務の現場において活用される可能性は未知数である。しかしながら、財務諸表監査の目的や監査人の役割に関する議論の歴史や、近年の状況を鑑みると、監査人の不正に対する役割に関する議論は不可避である。不正の発見や摘発を主眼とした監査に関する議論は今後さらに深化し、社会の期待に応える監査を実施することが要求されるであろう。

以上のことから、本研究は財務諸表監査における不正に焦点を当て、不正リスク対応監査に関して総合的な研究を行い、不正リスク対応監査の意義と課題を示すという点において、一定の貢献がある研究成果になると考えられる。

### 3. 各章の概要

本論文の概要を説明するに際して、本論文のテーマで用いている不正リスク対応監査という用語について説明しておきたい。

先に述べたように、監査人は、入手した情報が不正リスク要因の存在を示しているかどうかを検討し、それらを不正による重要な虚偽表示のリスク、すなわち、不正リスクの識別において考慮することが要求されている。不正リスク要因とは、動機・プレッシャー、機会、姿勢・正当化という不正のトライアングルにおける3つの要因である。不正リスク要因の存在は、必ずしも不正が行われていることを示すわけではないものの、不正が発生した状況においては、不正リスク要因が存在していることが多く、不正による重要な虚偽表示リスクを示すことがあるとされる。

このように、監査人は財務諸表の監査において重要な関心事である不正リスクへの対応において、不正リスク要因を検討することを求められている。本研究では不正リスク要因および不正リスク要因に関する理論である不正のトライアングルを中心に検討しており、不正リスク要因に関する新たな枠組みを示し、それを用いて監査におけ

る不正対応を検討することを提唱している。以上の理由から、本研究では不正リスク対応監査という用語を用いている。

本論文は3部構成となっている。まず、第1部において研究の枠組みを示し、本研究に関連する先行研究を整理している。続く第2部では、本研究は現行の監査制度に対して貢献することを目的としていることから、財務諸表監査における不正対応の歴史について検討している。続く第3部では、財務諸表監査と関連が深いと考えられる領域を参考にしながら、不正リスク対応を検討した上で、不正リスク対応監査の意義と課題について明らかにしている。

各部の概要と各章の概要は以下のとおりである。

第1部は本研究の問題意識について説明し、内外の先行研究について、特徴に応じて分類、整理している。

第1章は本研究の問題意識および研究の意義について説明した上で、各章の概要を説明している。

第2章はわが国における不正に関する先行研究および諸外国における不正に関する主要な先行研究について整理している。

第2部は「監査規制にみる不正対応の変遷」として、財務諸表監査における不正対応の歴史について研究した部である。英国会社法のもとにおいて開始された監査制度から近年までの期間について、わが国および米国を中心に、監査規制にみる不正対応の変遷を追っている。

第3章は「財務諸表監査制度生成期における監査人の役割」として、監査という行為が登場した背景およびそこにおける監査の目的はそもそもいかなるものであり、また、財務諸表監査制度が導入された背景およびそこにおける監査の目的はいかなるものであったのかを検討している。

第4章は「監査人の役割に対する期待のギャップの顕在化と対応」として、第3章に引き続き、財務諸表監査が誕生した米国における不正対応の歴史について検討している。本章で検討の対象としている時代は、財務諸表監査制度の開始頃から1980年代までである。1980年代までとしている理由は、2001年に発生したエンロン社（Enron Corp.）の事件を契機に、米国における監査環境は大きく変化したと考えられるからである。そのため、エンロン事件が発生する直前の監査環境およびエンロン事件の影響については章を改めて検討している。

第5章は「わが国における財務諸表監査の生成と発展」として、わが国の財務諸表

監査における不正対応の歴史について検討している。本章で対象としている時代は、わが国において財務諸表監査制度が導入された頃から1990年代前半までである。1990年代前半までとしている理由は、米国と同様、21世紀に入ってからわが国の監査環境は大きく変化したと考えられるからである。そのため、変化の兆候が見られた1990年代後半および21世紀については章を改めて検討している。

第6章は第4章に引き続き米国における不正対応の歴史について検討した章であり、「エンロン事件の発生とSOX法の制定」として、米国の会計および監査環境を激変させることとなったエンロン事件とその前後の状況について検討している。

第7章は第5章に引き続きわが国における財務諸表監査における不正対応の歴史について検討した章であり、「不正への対応の強化と監査基準の国際化」として、1990年代後半から21世紀初頭の状況について検討している。

第8章は「国際監査基準とPCAOBの監査基準」として、不正に関するISAおよび米国公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants：AICPA）に代わって監査基準を設定することとなった公開会社会計監視審査会（Public Company Accounting Oversight Board：PCAOB）の監査基準について検討している。

第9章は、「監査における不正リスク対応基準の設定と課題」として、わが国における近年の不正対応について検討している。

第3部は「不正リスク対応に向けた理論の多面的検討」として、不正リスク対応に関連する理論を検討した部である。前半の3つの章はいわゆる不正のトライアングルおよび関連する理論について研究した章である。続く3つの章は財務諸表監査における不正を発見あるいは摘発するための新たな方法を模索するために、財務諸表監査における不正に関連すると考えられる領域の知見を検討した章である。以上の6つの章の検討を踏まえた上で、不正のトライアングルの再検討を行っている。

第10章は「背信者の理論」として、不正のトライアングルの原型を提示したクレッシーの研究の内容およびその意義について検討している。不正のトライアングルは現在の監査の基準における不正リスク要因の検討にあたって採用されている理論であるが、その原型は1950年前後におけるクレッシーの研究を基礎としている。そこで本章では、現在の監査の基準における不正リスク要因を考察および再検討するための基礎を得ることを目的として、クレッシーが示した理論とはどのような内容であったのか、そしてクレッシーの理論の現代的意義について検討している。

第11章は「不正スケールの枠組みと展開」として、クレッシーの理論を監査人が監

査を行うにあたって利用できるモデルとして発展させたアルブレヒトの研究の内容およびその意義について検討している。アルブレヒトは不正を行うか否かを決定することに影響を与える力を象徴する3つの主要なカテゴリーに分類し、3つの力の組み合わせが不正行為を発生させると結論付け、その理論を「バランススケール (Balance Scale)」および「不正スケール (Fraud Scale)」として提唱した。そこで本章では、第10章と同様に、現在の監査の基準における不正リスク要因を考察および再検討するための基礎を得ることを目的として、アルブレヒトが示した理論とはどのような内容であったのか、そしてアルブレヒトの理論の現代的意義について検討している。

第12章は「不正研究の基本的枠組みに関する近年の動向」として、クレッシーが構築した仮説を基礎としてアルブレヒトが研究を進め、今日の監査実務において国際的に広く受け入れられるようになった不正のトライアングルに関する近年の動向について検討している。不正のトライアングルについては、近年、2つの大きな動向があると思われる。一つは、不正のトライアングルの理論で示す3つの要因の内容を修正または要因を追加した理論が示されてきていることである。もう一つは、監査人の行動規範のみならず内部統制という経営者の行動領域においても、限定的ではあるが、受け入れられるようになってきたことである。そこで本章では、不正のトライアングルに関する新しい理論を取り上げ、そこでの課題や問題点を検討することで、不正のトライアングルの理論を深化させる方法を模索するとともに、トレッドウェイ委員会支援組織委員会 (the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission : COSO) の内部統制の枠組みにおける不正のトライアングルの取り扱いについて検討している。

第13章は「CFEによる不正検査の監査への適用可能性」として、不正対策の専門団体であるACFEが提唱している不正検査およびその専門資格としての公認不正検査士 (Certified Fraud Examiner : CFE) の意義について整理した上で、これらの領域の監査への適用可能性について検討している。本章ではまず、不正検査の専門資格であるCFEの資格の内容とその役割について公認会計士と比較した上で、不正検査に必要な知識や技術を体系化した「不正検査士マニュアル」において示されている内容を通じて不正検査の理論や技術を検討している。

第14章は「フォレンジック・アカウンティングの監査への適用可能性」として、財務諸表監査における不正への対応においてはフォレンジックおよび情報技術 (Information Technology : IT) の重要性が高まっているとの認識から、不正の発見

や摘発に関する知見を得ることを目的としてフォレンジック・アカウントングを取り上げ、監査への適用可能性について検討している。不正検査とフォレンジック・アカウントングには類似している点も多く見られることから、不正検査とフォレンジック・アカウントングの違いを明らかにすることを目的として、監査と不正検査およびフォレンジック・アカウントングの三者を比較検討している。その上で、フォレンジック・アカウントングの監査への適用可能性について検討している。

第15章は「犯罪学における研究の監査への適用可能性」として、犯罪学等の知見を参考に犯罪の原因とその対応について検討しており、犯罪学等の研究の監査への適用可能性を模索している。現在の不正に関する監査の基準において採用されている不正のトライアングルや近年の新たな理論は、なぜ人間は不正を行うのかといった犯罪の原因に着目していることが大きな特徴として挙げられる。財務諸表不正は自然に発生するものではなく、人間が行う行為であることから、なぜ財務諸表不正を行ったのか、原因は何かという視点は基本的かつ必要不可欠な視点である。そのため、会計や監査の視点だけで財務諸表不正を検討するのではなく、犯罪の原因等に着目した学問である犯罪学等の見地から財務諸表不正を検討し、犯罪の原因に対する理解を深めることが必要であると考えられる。かかる問題意識から、本章では犯罪学、犯罪心理学、ホワイト・カラー犯罪等の知見を検討している。

第16章は「不正のトライアングルの再検討」として、不正のトライアングルを再考し、不正のトライアングルを取り入れている現在の不正に関する基準について、新たな視点を示すことを目的としている。不正への対策を検討する場合には、不正の性質や特徴によるより大きな分類、包括的な視点が必要であるとの認識から、本章では不正に関する監査の基準において示されている不正のトライアングルの3つの要因のそれぞれについて、不正の性質や特徴によって分類、整理することを試みている。

最後に、「本研究の特長と貢献」として、本研究の特長と不正研究に対する本研究の貢献および課題を示している。

#### 4. 研究の特長

本研究は財務諸表監査における不正に関する研究であり、特に、不正リスク対応について検討した。本論文は3部構成となっており、第1部において研究の枠組みを示した上で、関連する先行研究を整理した。続く第2部では、本研究は現行の監査制度に対して貢献することを目的としていることから、財務諸表監査における不正対応の



歴史についてわが国および米国を中心に不正に関する基準や報告書等を検討した。そして、第3部では、財務諸表監査と関連が深いと考えられる領域を参考にしながら、不正リスク対応について検討した。以下、本研究の特長を示したい。

第一の特長として、わが国および米国およびの監査規制における不正対応の変遷を包括的かつ詳細に検討したことが挙げられる。第2部では「監査規制にみる不正対応の変遷」と題して、財務諸表監査における不正対応の歴史について研究した。英国会社法のもとにおける監査制度が開始された頃から近年までの期間について、わが国および米国を中心に監査規制にみる不正対応の変遷を追っており、検討を通じて以下の点が指摘できる。

まず、財務諸表監査の目的は不正の発見が主たる目的ではないとされてきたが、企業における財務諸表不正の発覚を契機として不正対応の強化が図られており、監査の歴史は常に不正との戦いであるという点である。財務諸表監査の目的は不正の発見が主たる目的でないとする見解ないし立場は、形式的には今後に残るものと考えられるものの、実質的には不正対応が監査における主たる問題、関心事として位置付けられることに異論はないであろう。わが国における近時の状況を振り返ってみても、財務諸表監査における不正との戦いは今なお現在進行形で進んでいる問題である。残念ながら、世の中から不正が無くなることはあり得ないと思われることから、監査における不正との戦いは今後も続くことが予想される。

次に、監査における不正対応は主として監査手続の強化や拡張によって行われてきたが、近年、不正に関する監査基準やCOSO等において不正を理論的に捉えていく不正のトライアングルの考え方が導入されている点が指摘できる。不正への対応を検討していく際には、単に手続の強化や拡張だけでなく、不正とは何か、何が原因なのかという根本的な理解や視点が必要不可欠である。そのため、現在の不正に関する監査の基準等において不正を理論的に捉える考え方が導入されていることは、重要であり評価することができると思われる。しかし、この理論に基づいて不正を検討する際に単に理論に従ってチェックリスト的に不正を検討しては、単なる手続の1つとしての域を出ないであろう。また、不正のトライアングルは各基準において受け入れられている理論であるが、不正のトライアングルを金科玉条のごとく受け入れるのではなく、財務諸表監査において不正を理解するために十分な理論であるかについての批判的な検討が必要であることが指摘できる。特に、不正は人間が行う行為であるにもかかわらず、現在の不正に関する監査の基準では、姿勢・正当化に関する要因において、不

正を行う人間の心理を分析あるいは理解するという視点が極めて乏しい。

第二の特長として、不正のトライアングルについてその理論の基礎、展開、最新の状況を明らかにしている点が挙げられる。第3部では不正リスク対応に向けた議論を検討しており、第3部の前半の3つの章は不正のトライアングルおよび関連する理論について検討した章である。不正のトライアングルの基礎となる仮説を提唱したクレッシェーおよびその理論を発展させたアルブレヒトの研究を検討した上で、近年提唱されている新たな理論について検討を加えている。不正のトライアングルは不正に関する監査の基準に採用されていることから、非常によく知られた理論であるが、ほとんどの先行研究においてクレッシェーが提唱した不正のトライアングルと紹介されている。本研究ではまず、そうした紹介が誤解であることを指摘している。そして、不正のトライアングルの基礎となったクレッシェーの仮説を詳細に検討した上で、その仮説がどのように展開され、どのように制度に導入されるようになったのかを明らかにしている。

第三の特長として、わが国において従来の監査研究ではあまり着目されてこなかった不正検査、フォレンジック・アカウンティング、心理学等の周辺領域に焦点を当て、これらの周辺領域の知見の財務諸表監査への適用可能性を検討した点が挙げられる。第3部の後半の3つの章は、財務諸表監査における不正を発見あるいは摘発するための新たな方法を模索するために、財務諸表監査における不正に関連する領域の知見を検討した章である。現在、監査実務において広く受け入れられている不正のトライアングルの基礎となる仮説は、監査研究者が提唱したものではない。第3部の前半において検討したように、仮説は社会学者であるクレッシェーが提唱したものであり、クレッシェーの仮説を会計学者であるアルブレヒトが不正のトライアングルとして昇華したのである。

こうした事からも、監査における不正を検討する際に周辺領域に目を向け、周辺領域における理論や方法を検討することに意義があると考えられる。そのため、本研究においても周辺領域に焦点を当てており、具体的には、ACFEが実施している不正検査、フォレンジック・アカウンティングにおける不正調査の方法を検討した。また、財務諸表不正は自然発生するものではなく、人間が明確な意思や目的を持って行った不正が原因で発生するものである。不正を行うのは人間であることから、なぜ人間は不正を行うのかという心理的な側面について考察するために、犯罪学やホワイト・カラー犯罪の知見を検討した。

第四の特長として、以上の検討を踏まえた上で、第16章において下記の不正リスク要因のトライアングルを提唱した点が挙げられる。

図表 不正リスク要因のトライアングル

要因	動機・プレッシャー		機会		正当化	
要因の特徴	個人的要因 (金銭問題等)	組織的要因 (業績等)	個人的要因 (能力)	組織的要因 (内部統制)	個人的要因 (誠実性)	組織的要因 (統制環境)
要因の充足	単独で成立		両者が必要		個人的要因は必須	

不正リスク要因のトライアングルは不正のトライアングルを基礎とした考え方であり、現在の不正に関する監査の基準において採用されている不正のトライアングルの考え方の問題点を解決する考え方として提唱したものである。現行の基準における問題点とは、これまでも指摘してきたように、基準において示されている分類は個別具体例のまとめとしての分類であり、不正の性質あるいは根本的な特徴による分類ではない点である。重要性の高いリスクを例示することには一定の意味があると考えられるが、業種や業界、時代や環境など様々な要因によって不正は異なり、変化するものである。そのため、不正への対策を検討する場合には、不正の性質や特徴によるより大きな分類、包括的な視点といった普遍的な視点が必要であると考えられる。また、基準において姿勢・正当化に関する要因については分類すら示されておらず、さらに、不正は人間が行う行為であるにもかかわらず、人間の内面に向けた視点は全くと言っていいほど示されていない。

以上の問題点を解決する考え方として、これまで検討してきた内容を基礎として不正のトライアングルの各要因を個人的要因と組織的要因に分類し、個人的要因と組織的要因が3つの要因を充足させるためにどのように関係するかを示した。その上で、不正リスク要因のトライアングルを用いた不正への対応および課題を示したことが本研究の第四の特長であり、最も大きな特長である。

## 5. 不正研究に対する本研究の貢献

不正研究に対する本研究の貢献としては前節で示した4つの特長を踏まえ、以下の点を貢献として挙げる事が出来るものと思われる。

最初に、本研究ではわが国および米国の監査規制における不正対応の変遷を包括的かつ詳細に検討しており、監査の起源から近年まで研究対象としていることから、監

査における過去、現在の不正対応の変遷を適切に理解することができる点が挙げられる。こうした変遷を踏まえることで、これまでに指摘された監査の課題や問題を克服するための新たな知見を得ることが可能となり、将来の財務諸表監査のさらなる発展や不正対応の向上に関する議論に資するものと思われる。

次に、不正のトライアングルについてその理論の基礎、展開、最新の状況を明らかにしたことで、不正のトライアングルを用いた不正防止の方策や対応を、より適切に検討することを可能とした点が挙げられる。不正のトライアングルは不正に関する監査の基準だけでなく、COSOにおいても取り入れられている理論であり、監査実務のみならず企業側においても幅広く受け入れられていると解される。しかし、その理論を詳細に検討した研究はほとんどなく、不正のトライアングルで示されている3つの要因はクレッシーが提唱したという誤解もみられる。本論文ではこうした問題点を解決しており、不正のトライアングルを正しく理解し、不正のトライアングルを用いた議論をする際の基礎を提供していると解される。

さらに、わが国において従来の監査研究ではあまり着目されてこなかった周辺領域の知見の財務諸表監査への適用可能性に焦点を当てたことで、新たな視点から財務諸表監査における不正を検討する機会を示した点が挙げられる。不正検査やフォレンジック・アカウンティングは近年登場した会計および監査に関連する新しい領域であり、いずれも、不正の発見や摘発を主目的としているところに特徴がある。特に、本研究において検討した面接の方法や仮説検証アプローチ、データマイニング等は、不正の発見や摘発に大きな影響を与えると考えられ、さらに、今後活用が進むと考えられるITやAI（Artificial Intelligence：人工知能）を利用した監査と関連性が深いと思われる。以上のことから、監査における将来の不正対応を検討する際に、本研究内容や指摘事項が新たな視点を提供するものと思われる。

また、財務諸表監査において不正問題を考える際には、不正を行う人間の心理を分析、理解することも必要であるとの問題意識から、心理学等の知見の財務諸表監査への適用可能性に焦点を当てている。不正は人間が行うものであるにも関わらず、現在の不正に関する監査の基準では、姿勢・正当化の要因において、不正を行う人間の心理を分析、理解するという視点が極めて乏しい。犯罪心理学における犯罪の原因に関する基本仮説や、ホワイト・カラー犯罪の特徴、組織犯罪の特徴に関する検討は、現行の不正のトライアングルをより有効に活用させるための重要な視点を提供していると解される。

最後に、不正リスク要因のトライアングルを示したことで、財務諸表監査における不正リスク対応について新たな考え方を提示している点が挙げられる。本論文では不正のトライアングルの3つの要因のそれぞれについて、不正の性質や特徴によって分類、整理することを試みた。ここでは、3つの要因はそれぞれ個人的要因と組織的要因に分類することが可能であること、また、3つの要因それぞれにおいて個人的要因と組織的要因の関係性が異なることを指摘した。心理学等の知見によれば、個人的要因と組織的要因は大きくその性質が異なるものである。したがって、現行の監査の基準における個別具体例のまとめとしての分類よりも、個人的要因と組織的要因に分類し、それぞれの性質に応じた対応を実施するほうが適切かつ優れた考え方であると思われる。本研究では不正のトライアングルを深化させた枠組みを示したことで、現在の不正に関する監査の基準等において幅広く採用されている不正のトライアングルについて、新たな視点を提示したといえる。

以上、本研究の有する貢献について明らかにした。本研究で示した内容は、財務諸表監査の信頼性や監査の品質を向上させるために貢献があると考えられるが、実際の監査現場において本研究で示した内容を取り入れるためには課題も残されている。それは、不正のトライアングルを深化させた考えである不正リスク要因のトライアングルは、先行研究に存在した問題点と同様、実証等を通じた研究成果ではないことである。深化させた考え方は先行研究を踏まえたものであり、さらに、周辺領域である犯罪心理学の基本的仮説等も踏まえているものの、実際の監査現場においてどのように利活用していくかについては追加的な検討が必要であろう。

財務諸表監査における不正対応には終わりが無い。今後も企業環境の変化や国際的な対応等を通じて、様々なことが絶えず変化し続けると解される。本研究は現行の制度に関する研究であり、今なお日々刻々と変化し続ける監査環境を踏まえると、本研究で検討してきた内容には一定の限界もあろう。しかし、財務諸表監査における不正対応について理論的な考察を加え、不正リスク対応監査の意義と課題を明らかにしたことにより、監査研究の更なる発展や深化において一定の貢献があると思われる。

## 審査の結果の要旨

### 1. 本論文の研究目的と課題

本論文は、財務諸表監査における不正に関する研究であり、不正リスク対応監査の意義と課題を明らかにすることを目的としたものである。

戦後わが国に導入された財務諸表監査制度は、主として企業不正を原因として幾度となく見直しが図られている。特に、近時に立て続けに発生したわが国を代表する企業における粉飾事件は、監査制度の抜本的ないし全面的な見直しを余儀なくしている。周知の通り、監査という行為が導入されたそもそもの目的は不正の発見や摘発であったとされるが、今日の財務諸表監査においては、財務諸表の適正表示に対する意見表明が主たる目的とされており、不正発見は副次的目的とされている。しかし、近時のわが国の監査環境を鑑みた場合、財務諸表監査の主たる目的は不正の発見や摘発ではないとする説明は、もはや社会に受け入れがたい説明であり、不正対応こそ監査において最も重視すべき問題であることに異論はないであろう。

以上のように、財務諸表監査において常に重要な問題であり続けた不正対応は、監査対応の視点から見て大きな転換期に近づいている。かかる問題意識から、本論文では財務諸表監査における不正に関する制度や理論、周辺領域を検討した上で、財務諸表監査における不正リスク対応について新たな考え方を提示するとともに、そこにおける課題を明らかにすることを目的としている。

## 2. 論文の構成と貢献

本論文は3部からなり、全17章の構成となっている。各章の要旨と学界および社会への貢献を以下に整理する。

第1部は本研究の問題意識について説明し、内外の先行研究について特徴に応じて分類、整理している。

第1章は本研究の問題意識および研究の意義について説明した上で、各章の概要を説明している。

第2章はわが国における不正に関する先行研究および諸外国における不正に関する主要な先行研究について整理している。

第2部は「監査規制にみる不正対応の変遷」として、財務諸表監査における不正対応の歴史について研究した部である。英国会社法のもとにおいて開始された監査制度から論文提出時の2017年頃までの期間について、わが国および米国を中心に、監査規制にみる不正対応の変遷を追っている。

第3章は「財務諸表監査制度生成期における監査人の役割」として、監査という行為が登場した背景およびそこにおける監査の目的、また、財務諸表監査制度が導入された背景およびそこにおける監査の目的とはいかるものであったのかについて検討し

ている。

第4章は「監査人の役割に対する期待のギャップの顕在化と対応」として、第3章に引き続き、財務諸表監査が誕生した米国における不正対応の歴史について検討している。本章で検討の対象としている時代は、2001年に発生したエンロン社の事件を契機に、米国における監査環境は大きく変化したとの理解から、財務諸表監査制度の開始頃から1980年代までとしている。

第5章は「わが国における財務諸表監査の生成と発展」として、わが国の財務諸表監査における不正対応の歴史について検討している。本章で対象としている時代は、米国と同様、21世紀に入ってからわが国の監査環境は大きく変化したとの理解から、わが国において財務諸表監査制度が導入された頃から1990年代前半までとしている。

第6章は第4章に引き続き米国における不正対応の歴史について検討した章であり、「エンロン事件の発生とSOX法の制定」として、米国の会計および監査環境を激変させることとなったエンロン事件とその前後の状況について検討している。

第7章は第5章に引き続き我が国における財務諸表監査における不正対応の歴史について検討した章であり、「不正への対応の強化と監査基準の国際化」として、1990年代後半から21世紀初頭の状況について検討している。

第8章は「国際監査基準とPCAOBの監査基準」として、不正に関する国際監査基準（ISA）および米国公認会計士協会に代わって監査基準を設定することとなった公開会社会計監視審査会（PCAOB）の監査基準について検討している。

第9章は、「監査における不正リスク対応基準の設定と課題」として、わが国における近年の不正対応について検討している。

以上第2部では、不正という視点を軸として、関連する監査の基準を中心に検討している。わが国および米国の監査規制における不正対応の変遷を包括的かつ詳細に検討しており、監査の起源から近年まで研究対象としていることから、監査における過去、現在の不正対応の変遷を適切に理解することができるといえる。こうした変遷を踏まえることで、これまでに指摘された監査の課題や問題を克服するための新たな知見を得ることが可能となり、将来の財務諸表監査のさらなる発展や不正対応の向上に関する議論に資するものと思われる。

第3部は「不正リスク対応に向けた理論の多面的検討」として、不正リスク対応に関連する理論を検討した部である。前半の3つの章はいわゆる不正のトライアングルおよび関連する理論について研究した章であり、続く3つの章は財務諸表監査におけ

る不正に関連すると考えられる領域の知見を検討した章である。以上の6つの章の検討を踏まえた上で、不正のトライアングルの再検討を行っている。

第10章は「背信者の理論」として、不正のトライアングルの原型を提示したクレッシーの研究の内容およびその現代的意義について検討している。

第11章は「不正スケールの枠組みと展開」として、クレッシーの理論を監査人が監査を行うにあたって利用できるモデルとして発展させたアルブレヒトの研究の内容およびその現代的意義について検討している。

第12章は「不正研究の基本的枠組みに関する近年の動向」として、クレッシーが構築した仮説を基礎としてアルブレヒトが研究を進め、今日の監査実務において国際的に広く受け入れられるようになった不正のトライアングルに関する近年の動向について検討している。

第13章は「CFEによる不正検査の監査への適用可能性」として、不正対策の専門団体である公認不正検査士協会（ACFE）が提唱している不正検査およびその専門資格としての公認不正検査士の意義について整理した上で、これらの領域の監査への適用可能性について検討している。

第14章は「フォレンジック・アカウンティングの監査への適用可能性」として、財務諸表監査における不正への対応においてはフォレンジックおよび情報技術の重要性が高まっているとの認識から、不正の発見や摘発に関する知見を得ることを目的としてフォレンジック・アカウンティングを取り上げ、監査への適用可能性について検討している。

第15章は「犯罪学における研究の監査への適用可能性」として、犯罪学等の知見を参考に犯罪の原因とその対応について検討しており、犯罪学等の研究の監査への適用可能性を模索している。

第16章は「不正のトライアングルの再検討」として、不正のトライアングルを再考し、不正のトライアングルの3つの要因のそれぞれについて、不正の性質や特徴によって分類、整理することを試みている。

以上第3部では、不正のトライアングルに関連する理論を詳細に検討し、また、財務諸表監査に関連する周辺領域の研究を検討した上で、不正のトライアングルに関する新たな視点ないし理論を提示している。

不正のトライアングルは不正に関する監査の基準だけでなく、トレッドウェイ委員会しえ組織委員会（COSO）においても取り入れられている理論であり、監査実務の



みならず企業側においても幅広く受け入れられている理論である。わが国の場合、不正のトライアングルについて、その理論の基礎、展開、最新の状況を明らかにした研究は類を見ないことから、不正のトライアングルを正しく理解し、不正のトライアングルを用いた議論をする際の基礎を提供していると解される。

また、わが国において従来の監査研究ではあまり注目されてこなかった周辺領域の知見の財務諸表監査への適用可能性に焦点を当てたことで、新たな視点から財務諸表監査における不正を検討する機会を示したといえる。不正検査やフォレンジック・アカウンティングは近年登場した会計および監査に関連する新しい領域であり、いずれも、不正の発見や摘発を主目的としているところに特徴がある。さらに、従来の監査においては所与のものとして、詳細な検討がなされてこなかったといえる不正を行う人間の心理についても検討を行っている。これらは、今後活用が進むと考えられるITやAIを利用した監査と関連性が深いと思われることから、監査における将来の不正対応を検討する際にも、本研究内容や指摘事項が新たな視点を提供するものと思われる。

最後に、これまでの検討を踏まえた上で、不正のトライアングルを深化させた枠組みとして、不正リスク要因のトライアングルを示している。この考え方は、現在の不正に関する監査の基準等において幅広く採用されている不正のトライアングルについて、新たな視点ないし研究機会を提示したといえる。

### 3. 論文の評価

本論文で取り上げている不正のトライアングルの考えは、監査実務において幅広く受け入れられている理論である。しかし、本理論を詳細に検討した先行研究は少ないことから、こうした研究課題に取り組み一定の研究成果、具体的には不正リスク要因のトライアングルを示したことは評価に値する。また、従来の監査研究ではあまり注目されてこなかった領域に着目して研究を行い、監査への適用可能性を検討したことで、監査研究における新たな研究機会を提示したといえる。

本研究で示された内容は、財務諸表監査の信頼性や監査の品質を向上させるために貢献があると考えられるが、実際の監査現場において本研究で示した内容を取り入れるためには課題も残されている。それは、不正のトライアングルを深化させた考えである不正リスク要因のトライアングルは、先行研究に存在した問題点と同様、実証等を通じた研究成果ではないことである。深化させた考え方はあくまでも先行研究を踏

まえたものであり、さらに、周辺領域である犯罪心理学の基本的仮説等も踏まえているものの、実際の監査現場においてどのように利活用していくかについては追加的な検討が必要であろう。

財務諸表監査における不正対応には終わりが無い。今後も企業環境の変化や国際的な対応等を通じて、様々なことが絶えず変化し続けると解される。本研究は現行の制度に関する研究であり、今なお日々刻々と変化し続ける監査環境を踏まえると、本研究で検討してきた内容には一定の限界もあろう。しかし、財務諸表監査における不正対応について理論的な考察を加え、不正リスク対応監査の意義と課題を明らかにしたことにより、監査研究の更なる発展や深化において一定の貢献があると思われる。

#### 4. 結論

以上、本論文の研究課題、分析手法、研究成果などについて総合的に評価した結果、審査委員は全員一致して、大学院学則第36条第2項の基準に照らして、学位規則第7条（1）、（4）を適用する論文として合格と判定し、博士（プロフェッショナル会計学）の学位を授与するに値するものと認める。